

災害福祉支援 通信

2025 年 10 月 21 日 Vol.11

全国社会福祉協議会 全国災害福祉支援センター

○本メールニュースは、都道府県災害福祉支援ネットワーク主管課・事務局、都道府県社会福祉協議会災害福祉支援部局、災害福祉支援ネットワーク中央センター企画協力員等の皆様へ①災害福祉支援に係る情報、②全国災害福祉支援センターが実施する事業等の案内等をご提供いたします。

今号のトピックス

○社会保障審議会福祉部会 DWAT の法定化等を論点

○社会保障審議会福祉部会 DWAT の法定化等を論点

本日、10 月 21 日、第 30 回社会保障審議会福祉部会が開催され、「災害に備えた福祉的支援体制について」が議題とされ、「DWAT の平時からの体制づくり・研修等について」のテーマにおいて、論点として、**DWAT についての法制度を整備すること**が挙げられました。

具体的には、「特に、福祉従事者の確保等による平時からの体制づくりや研修の実施など、DWATに必要な枠組みについて、以下のように整備することについてどう考えるか。」として、以下のとおり記載されています。

- ・災害時における福祉従事者の確保が可能となるよう、**災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備するとともに、災害時に福祉的支援に従事する者に対する研修及び訓練の実施に関する規定を設けること。**
- ・災害時には、**広域的な対応が必要となる場合があり、その際には研修を受講した DWAT チーム員が派遣されることから、国が登録名簿の管理や研修を実施することとし、併せて、DWAT の要請・派遣を円滑に行うためには地域の実情を勘案する必要があることから、都道府県災害福祉支援ネットワークも関与すること。**
- ・都道府県においても福祉従事者に対する研修及び訓練の機会の提供等を行うよう努めるものとする。
- ・DWAT チーム員が所属する法人・事業所の**使用者に対して、都道府県知事の派遣要請に対応することができるための配慮をする旨の努力義務を課すこと。**
- ・避難所等においてより適切な福祉的支援の提供を行うため、DWAT の活動に必要な要配慮者等の個人情報適切に入手、活用する観点から、**DWAT チーム員に秘密保持義務を課すこと。**

この日の説明資料は、以下のリンクからご覧になれます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001581784.pdf>

出席委員の意見は、基本的に賛意が示されました。

具体的には、これまで都道府県による経験、特性を踏まえて構築されてきた都道府県の研修があるなか、今後も都道府県の主体性が損なわれることのないようにという意見や、人材確保難のなか、施設・事業所に余力を持たせるよう財政的支援が必要であるとの意見、応急期のみでなく長い支援期間を確保するための検討が必要との意見、施設間応援派遣についての検討も必要であるとの意見、巨大災害に向けて、全国のみでなく都道府県に災害福祉支援の拠点となる災害福祉支援センターの設置促進とそのための財政支援が必要である等の意見があげられました。

また、平時からの連携体制の構築についてのテーマにおいては、社会福祉法において、包括的な支援体制の整備との推進のため、保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが規定されているが、これに「防災」との連携を加えるものとすることが論点として示されています。

また、地域福祉(支援)計画の記載事項について、災害福祉に関する事項を追加すること。具体的には、地域福祉計画策定のガイドラインを改訂して以下の記載を求めることとし、計画策定の過程において災害時の対応を検討しておくよう促すとしています。

市町村地域福祉計画において、

- ①防災関連施策や災害ボランティア活動に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において、連携・協力を行う内容
- ②福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方法

都道府県地域福祉支援計画において、③DWAT の整備状況、災害時における役割や実施内容

社会保障審議会福祉部会の審議は、並行して進められている福祉人材確保専門委員会のとりまとめを受けて、この冬を目途にまとめられ、来年の通常国会に社会福祉法改正案を提出することが想定されています。

各都道府県等における災害福祉支援に係る情報をぜひお寄せください。本通信で全国の皆さんにお届けいたします。イベント、訓練等の情報等も歓迎です。

お問い合わせ

全国社会福祉協議会 災害福祉支援センター【蓮子(はし)、駒井】

z-saigai_shien@shakyo.or.jp